

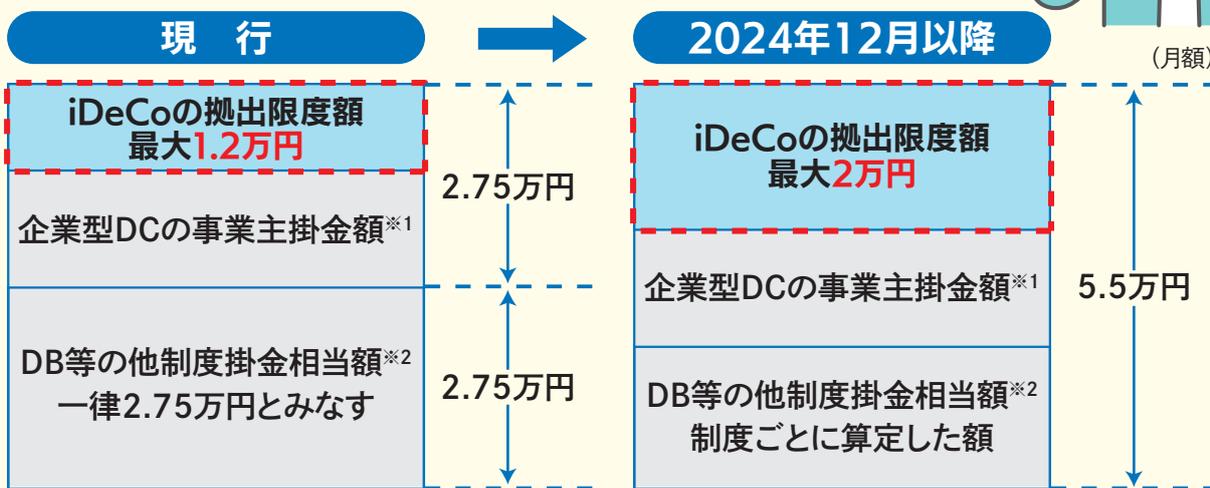
2024年12月より

iDeCoの拠出限度額等が変更となります

DB（確定給付企業年金）等の他制度に加入されている方（公務員を含む）のiDeCo拠出限度額が、月額1.2万円から最大2万円に引き上げられます。



2024年12月からの変更点①



※1 DB等の他制度のみに加入している場合は、企業型DCの事業主掛金を除いてiDeCoの拠出限度額を算定します。

※2 DB等の他制度とは、確定給付企業年金(DB)のほか、国家・地方公務員共済組合、私立学校教職員共済組合等があります。

今すぐ
check!

あなたはiDeCoの拠出限度額があがる？

公務員以外の方

公務員の方

会社で企業型DCはありますか？

YES

NO

会社でDB(確定給付企業年金)はありますか？

会社でDB(確定給付企業年金)はありますか？

YES

NO

NO

YES

iDeCo拠出限度額が
1.2万円 → 最大2万円

iDeCo拠出限度額
20,000円

iDeCo拠出限度額
23,000円

iDeCo拠出限度額が
1.2万円 → 最大2万円

(注) 企業型DCの事業主掛金額やDB等の他制度掛金相当額により、iDeCo拠出限度額が下がる場合があります。

法改正によるiDeCo拠出限度額の変更はありません。

法改正によるiDeCo拠出限度額の変更はありません。

(注) 公務員以外の方は、DB等の他制度掛金相当額によりiDeCo拠出限度額が下がる場合があります。

おさらい! iDeCoの税制メリット



iDeCoには3つの税制優遇があります!

1

掛金が 全額所得控除

所得金額から年間の掛金を差し引いた金額に課税(税制メリットは、下図を参照)

2

運用益も 非課税で再投資

通常の金融商品の運用益にかかる源泉分離課税20.315%が非課税

3

受け取る時も 税制優遇措置

年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象

掛金を増やすことでさらなる税制メリット!

例:会社員(公務員も同様)、年収500万円の場合
※所得税10%、住民税10%とした場合の試算(実際の税額は異なります)

税制
メリット
UP!



現在 毎月12,000円積立

税制メリット

年間 **28,800円**

所得税:14,400円

住民税:14,400円



変更後 毎月**20,000円**積立

税制メリット

年間 **48,000円**

所得税:24,000円

住民税:24,000円

2024年12月からの変更点②

- iDeCoの新規加入申込時の「事業主証明書」提出は、不要となります。
※掛金拠出の事業主払込みを希望する場合は、引き続き必要です。
- DB等の他制度に加入されている方(公務員を含む)の「年単位拠出(月別指定)」ができなくなります。
※現在、「年単位拠出(月別指定)」をされている方は、2024年10月末までに「毎月定額拠出」への変更手続きが必要です。

お手続きのご案内

拠出額変更

お近くの〈ろうきん〉にて
お手続きをお願いします。

ろうきんiDeCo新規申込

Web申込にて
お手続き可能です。



iDeCo商品等のご案内



「iDeCo」個人型確定拠出年金の留意事項

●iDeCo加入時、および加入以降、受給が終了するまで所定の手数料が必要です。●障害・死亡等の事由に該当した場合を除き、原則としてiDeCoに積み立てた資産を60歳まで引き出し(中途解約)することはできません。(通算加入者等期間が10年に満たない場合、給付を請求できる年齢が通算加入者等期間に応じて繰り下がります。また、75歳到達により、それまで給付の請求がない場合は一時金として支払われます。)●投資信託等のリスク性商品で運用を行う場合、運用結果により受取金額は掛金元本の累計を下回る場合があります。●本チラシは作成時点における税制・関係法令等に基づき作成しております。●今後、法改正・取扱変更等の可能性がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。●個別の税務取扱等につきましては、税務署・税理士等にご確認ください。

(2024年6月1日現在)

詳しい
お問い合わせは

ろうきんiDeCo
専用コールセンター 0120-320-615
平日(月曜~金曜) 9:00~19:00 [土日祝日・振替休日、12月31日~1月3日は休業]

